

議案第55号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和3年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.1」を「100分の7.0」に改める。

第8条中「100分の2.6」を「100分の2.5」に改める。

第9条の2中「11,100円」を「11,000円」に改める。

第9条の3中「7,100円」を「7,000円」に改める。

第23条第1号中「7,770円」を「7,700円」に、「4,970円」を「4,900円」に改め、同条第2号中「5,550円」を「5,500円」に、「3,550円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「2,220円」を「2,200円」に、「1,420円」を「1,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第55号資料

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,770円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,970円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,900円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る</p>

<p>被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,550円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,220円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,420円</u></p>	<p>被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,500円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p>
---	---